

質 疑 応 答 書

件 名	池田・府市合同庁舎駐車場設置管理運営事業者募集	
回 答 部 課	総務部 総務課	
番号	質 疑	回 答
1	①現在設定されている機器(発券機・ゲート機・精算機、バリカー等)は引継ぎ可能でしょうか。 ※引き継げない場合撤去されて残るのはループコイルのみでしょうか。 また、割引処理を行う機器32台は現況を引き継ぎますでしょうか。	機器(発券機・ゲート機・精算機)は引継ぎはできません。 撤去後に必ず残っているのはループコイルのみとなりますが、分電盤や配線などの残置やバリカーなどの設置物の引継ぎについては、現行業者と協議してください。 割引処理を行う機器32台の引継ぎはできません。
2	②現事業者運営前(三菱プレジジョン)機器の詳細を教えてください。 ※新紙幣・新硬貨・インボイス対応可否 ※機器の状態(使用する際にオーバーホールが必要な状態か) ※型番や製造時期等分かれば知りたいです。 ※使用する際には、代理店様との取次可能でしょうか。	・機器は別紙「リース機器一覧表」のとおりです。 ※精算機については、2020年以降使用しておらず、現状は新紙幣・新硬貨・インボイスに対応していません。 ※チェーンゲートは現在も使用していますが、それ以外の機器については2020年以降使用していないため、オーバーホールが必要になる可能性があります。 ※型番は別紙機器一覧のとおりです。製造時期は把握しておりません。 ※リース業者への取次については現行の事業者が行いますが、販売代理店への取次はできません。また、池田市でも取次はできません。
3	③割引処理について 窓口利用や手続きにかかった時間以外の割引パターンはございますか。	庁舎で開催される会議の参加者の駐車、大阪府・池田市の業務に関係する業者の駐車や大阪府や池田市の主催するイベントの関係車両の駐車などに対する割引があります。 なお、障がい者手帳の提示による割引はありません。
4	④チェーンゲートについて チェーンゲート用リモコン200台について、引き継ぎ可能でしょうか。不可の場合、場合見積とるため型式を教えてください。	現事業者運営前の機器のひとつのため、当該リースを引き継ぐ場合はリモコンの引き継ぎますが、リース料は発生します。
5	⑤提出書類について こちらの押印につきましては本社実印が必要でしょうか。 実印以外で可能なものがあれば教えてください。	委任状があれば、受任者の印鑑でも可能です。ただし、委任状には委任者の押印(本社実印)と当該受任者の押印が必要です。

質 疑 応 答 書

件 名		池田・府市合同庁舎駐車場設置管理運営事業者募集
回 答 部 課		総務部 総務課
番号	質 疑	回 答
6	・貴市駐車場周辺のイベント(土日祝)は年間何件程ございますでしょうか。	令和7年度は15件程度(開催予定含む)となります。なお、同日に開催されるイベントもそれぞれ1件として計上しています。
7	・池田・府市合同庁舎駐車場管理運営事業者選定委員会は、どのような方々が選任されるのでしょうか。	池田市の職員が選任されます。
8	・池田・府市合同庁舎駐車場管理運営事業者募集仕様書上の2.使用条件等 (8) 機器の設置等 オ に記載がある「電話もしくはインターフォン等で利用者が24時間直接管理者に連絡できるようにし、トラブルが発生した場合は、速やかに対応できる体制をとってください。また、遠隔操作によりゲート開閉ができるようにしてください。】についてですが、電話は、ご利用者個人所有の携帯電話を指すのか、管理者側が設置する呼び出し電話のどちらを指すのでしょうか。	ここでの電話は、管理者側が設置する呼び出し電話を意味していますが、利用者個人所有の携帯電話からも連絡が取れるようにしてください。
9	・使用可能台数ですが、台数の変更は可能でしょうか。	使用可能台数の変更はできません。
10	・利用料金の減免範囲変更により、売上予想が不透明な為、契約期間中の使用料の改定は可能でしょうか。	・最低使用料が提案価格を上回る場合を除き使用料の改定はできません。

質 疑 応 答 書

件 名		池田・府市合同庁舎駐車場設置管理運営事業者募集
回 答 部 課		総務部 総務課
番号	質 疑	回 答
11	1、仕様書2(7)利用料金の減免業務の一環で窓口を利用した事業者とは具体的にどの様な事業者を指しますでしょうか？	池田市役所、大阪府豊能府税事務所及び大阪府池田土木事務所の窓口で各種申請等の手続きをする事業者のことを指します。 (例)市民に代わって特定小型原動機付自転車のナンバープレートの交付申請や返却に来る事業者。
12	2、仕様書2(8)機器の設置等 現事業者が用意した案内サイン板の設置箇所と枚数をご教示ください。また、三菱プレジジョン(株)の機器リース費をそれぞれご教示ください。	案内サイン板の設置箇所と枚数は別紙「案内サイン設置場所図」のとおりです。 機器のリース料は143,220円(税込み)／年となっています。
13	3、仕様書2(13)庁舎の工事等に関する対応 現時点で予定されている工事があれば期間等ご教示ください。	令和8年度に庁舎内の大規模な電気設備工事を予定していますが、現時点で具体的な工期は未定です。
14	4、仕様書4① 参考データについて令和5年・6年度分の利用台数と売上金額をご教示ください。	別紙「池田・府市合同庁舎駐車場売上表」をご確認ください。 なお、仕様書に記載の令和6年度の利用台数と売上金額については誤りがあったため、仕様書を修正しています。
15	5、仕様書5 その他 現地の係員は現事業者の委託している係員でしょうか？	池田市で委託している駐車場交通誘導警業務の係員です。

質 疑 応 答 書

業 務 名		池田・府市合同庁舎駐車場設置管理運営事業
件 名		総務部 総務課
番号	質 疑	回 答
16	6、仕様書5 その他 場内の昇降機の保守点検は事業者の管理費用に含まれるでしょうか？	昇降機(立体駐車機)の保守点検費用は含まれません。
17	・募集要項3. 使用許可物件(5)最低使用料について 現在の最低使用料をご教示ください。また、非課税・課税どちらの認識でしょうか。	公募時点での最低使用料は募集要項に記載の金額で、課税となります。なお、公有財産価格の見直しにより令和8年度の最低使用料は変化する可能性があり、令和9年度以降も同様となります。
18	・募集要項7. 申込み方法等(3)申込みに必要な書類⑧委任状について 委任状(委任者;代表者、受任者;現地責任者)があれば、その他申込みに必要な書類への捺印は現地責任者印で対応可能という認識で問題ないでしょうか。	問題ございません。 なお、委任状には委任者と受任者それぞれの捺印が必要になります。
19	・募集要項7. 申込み方法等(3)申込みに必要な書類について 「※①、③、⑨、⑩は原本1部、複写5部を、その他は1部ずつ提出してください」と記載がありますが、①、③についても必要な認識で問題ないでしょうか。	問題ありません。
20	・募集要項9. 提案書(様式3-1、3-2)について 各項目に対する提案内容を別紙を用意し提案しても問題ないでしょうか。	問題ありません。

質 疑 応 答 書

件 名		池田・府市合同庁舎駐車場設置管理運営事業者募集
回 答 部 課		総務部 総務課
番号	質 疑	回 答
21	・募集要項10. 審査及び選定について③選定審査イ④について 「前面道路・歩道の渋滞緩和・安全対策」と記載があり「歩道の渋滞緩和」と読み取ることができるのですが、こういった意味合いかご教示ください。	前面道路の渋滞緩和の対策と前面道路及び歩道の安全対策になります。
22	・事業者で管理する既存設備は具体的に何かありますでしょうか。また、定期点検等実施している場合は頻度と現委託業者ご教示ください。	現事業者運用前の駐車場管理機器のみになります。定期点検等は実施していません。
23	・場内植栽管理は事業者の管理範囲外という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	・場内に機械式駐車設備がありますが、こちらは事業者の管理範囲外の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	・仕様書2 使用条件等(1)②管理範囲バイク置場について、必ず有料化の上管理をしなければいけないかご教示ください。 ※仕様書4 参考データ② 現行の料金体系にバイク料金の記載がございませんでしたので質問しております。	必ず有料化の上管理してください、バイクの料金は400円／日になります。減免の扱いは車と同様になります。

質 疑 応 答 書

件 名		池田・府市合同庁舎駐車場設置管理運営事業者募集
回 答 部 課		総務部 総務課
番号	質 疑	回 答
26	・仕様書2 使用条件等(6)駐車場利用料金について 現在のものとかい離が無いものとしてくださいとありますが、現在の料金体系から変更ができないという認識となりますでしょうか。	変更はできますが、事前に大阪府及び池田市との協議の上、承認を得る必要があります。
27	・仕様書2 使用条件等(7)利用料金の減免について 「業務の一環で窓口を利用した事業者も減免の対象外となっています」と記載がありますが、業務の一環とは貴市としてどのような考えのもと、今まで減免の対象とされていたかご教示ください。	事業者については、事業に係る経費として計上可能という考えのもと、これまでは減免の対象外としていました。
28	・仕様書2 使用条件等(8)機器の設置等アについて 「リース会社との賃貸借契約書を引き継いでください。」と記載がありますが、リース契約の金額及び保守費用をご教示ください。	リース契約の金額は番号12の回答を参照してください。保守費用はございませんので、修理等の対応が必要な場合はその都度事業者の負担となります。
29	・仕様書2 使用条件等(8)機器の設置等アについて 車止めやライン、照明、看板、その他機器など無償で引き継ぐことができる認識で問題ないでしょうか。	車止めやラインについては、無償での引き継ぎとなりますが、その他の機器や設備については、現行の運営事業者との協議になります。

質 疑 応 答 書

件 名		池田・府市合同庁舎駐車場設置管理運営事業者募集
回 答 部 課		総務部 総務課
番号	質 疑	回 答
30	・仕様書2 使用条件等(8)機器の設置等 エについて 「公用車の入出庫用定期券350枚」と記載がありますが、定期券と同様の対応が可能な運用であればよい認識で問題ないでしょうか。	問題ありません。
31	・仕様書2 使用条件等(8)機器の設置等 エについて 「チェーンゲート用リモコン機200台」と記載がありますが無償で引き継ぐことができる認識で問題ないでしょうか。	現事業者運営前の機器のひとつのため、当該リースを引き継ぐ場合はリモコンの引き継ぎますが、リース料は発生します。
32	・仕様書2 使用条件等(9)報告について 報告すべき内容をご教示ください。また、翌月15日までに提出と記載がございますが、大型連休などがある月に関しては貴市と協議の上、15日以降の提出でも問題ないでしょうか。	利用台数、売上、定期券の使用履歴、利用者からの事業者やコールセンターへの問合せ内容を月報として提出してください。機器の不具合や故障、早急に対応を要する苦情があった場合には直ちに報告してください。 月報の提出期限については、協議により15日以降の提出で問題ございません。
33	・仕様書2 使用条件等(13)庁舎の工事等に関する対応について 使用許可期間内ですでに予定されている修繕及び工事はございますでしょうか。また、工事の際の使用料等の取扱いについてご教示ください。	予定している修繕及び工事については、質疑応答書13の回答をご参照ください。工事の際の行政財産使用料の減免は原則ありませんが、工事の内容等により大阪府と池田市との協議により対応を決定します。
34	・仕様書4 参考データ①駐車場の利用状況について 過去5年分の利用台数(有料・無料内訳等)及び売上金額(時間貸し・バイク内訳)をご教示ください。	別紙「池田・府市合同庁舎駐車場売上表」をご確認ください。 なお、仕様書に記載の令和6年度の利用台数と売上金額については誤りがあったため、仕様書を修正しています。

質 疑 応 答 書

件 名		池田・府市合同庁舎駐車場設置管理運営事業者募集
回 答 部 課		総務部 総務課
番号	質 疑	回 答
35	・再委託に関する内容の記載がございませんので、再委託について問題ないかご教示ください。	・業務の一部を再委託することは問題ありませんが、使用許可を受けたものが必ず運営する体制にしてください。 ただし、転貸は認められません。